

匿名データ作成に係る「匿名化処理基準」の改定について（案）

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、統計法第35条第2項の規定により作成する匿名データについては、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討することとされた。

これを踏まえ、統計研究研修所では、既に匿名データを提供していた統計調査について、匿名データの作成方法の検討を行い、提供可能な直近の年次までの作成を終え、従前に比べて早期の提供を実現している。

これまでの作成過程において、各調査の作成方法を検討した結果、調査共通に作成する方法をとりまとめることができたことから、更なる提供の早期化等を図るため、「匿名化処理基準」を改定することとしたい。

1 これまでの取組

匿名データの早期提供に向け、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年9月17日統計委員会決定（平成31年2月20日改正））において、「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（以下「匿名化処理基準」という。）に沿って行った統計研究研修所の検証結果や論点整理を最大限活用した上で、統計委員会での審議の重点化及び簡素化を図るものとされている。

統計研究研修所では、「匿名データ有識者会議」（平成30年3月30日）を設置し、各調査の匿名データの作成に当たって「匿名化処理基準」に沿った作成方法であるかその妥当性について検証している。その後の統計委員会においては、匿名データ有識者会議で検証した作成方法であることを踏まえ、審議が重点化・簡素化されている。

2 現状

① 匿名化処理基準による作成

現行の匿名化処理基準は、匿名化の処理方法について各調査の調査項目ごとに詳細に記載されている。

そのため、匿名データの作成方法を検討する際に、調査項目ごとに考え方を確認することとなり、検討に時間を要している。

② 匿名データ作成に係る審議の時期

匿名データのエッセンスとなる調査票情報は、調査結果の公表時に確定される。確定した調査票情報を用いて、統計研究研修所での検証、匿名データ有識者会議における作成方法の検討を行う。

その後、統計委員会へ匿名データの作成に係る諮問を行い、答申を得てから

作成（統計センター）に着手しており、作成開始までに時間を要している。

3 今後の対応

前記2の①、②について、以下のとおり見直しを行い、更なる提供の早期化に向け、統計研究研修所での検証、匿名データ有識者会議における検討等の効率化を図る。

① 匿名化処理基準の改定（共通化）（参考参照）

以下の観点から見直しを行い、各調査共通で行う処理方法及び考え方を整理し、匿名化処理基準を改定する。

- ・ 統計調査共通で適用する処理
- ・ 統計調査の特性に応じた、各調査独自で行う処理

② 匿名データ作成に係る審議の時期

調査共通の匿名化の考え方に沿って調査及び調査項目の特性に応じた匿名化処理の検討を行うことが可能となることから、調査計画の変更の諮問と同時に匿名データの作成についても諮問する。

これにより、調査結果の公表後に開始していた検討時期が早まることで、提供までの期間を短縮することができる。具体的には、調査実施後、概ね3年以内（調査結果の公表後、概ね2年以内）に提供し、早期化を図ることができる。

さらに、作成方法が共通化されることにより、検討から作成までの工程における必要な対応がより明確になり、作成の効率化にも寄与する。

4 スケジュール

① 統計委員会における審議（令和6年2月頃）

※ 匿名化の考え方の見直し、新たな匿名化処理の導入等により、匿名化処理基準に変更が生じた場合は、統計委員会において改めて審議する。

※ 「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を改定する。

② 新基準による匿名データ（令和7年国勢調査）の作成（令和10年前半）